

「盛衰記」に見える「大手」について

田中健二

一、「盛衰記」と「消暑漫筆」に見える高松城下町に関する記事
「小神野筆帖」仁

一 北濱沖より片濱二相成居申候所、新築地被仰付候。

(松平頼重)

(姓)

一 英公御代濱丁百性町といふ、石井北二魚屋町にて二筋有り。弘憲寺の裏二仲の坊主、表八間壱尺裏十六間。

一 隣に宝昌坊有。表拾五間、裏拾四間也。両寺とも真言宗なり。

一 北海手東西波戸崎、蓮華寺東、武士屋しき北手の土手波戸崎を築、土手二並松を上、柘植安左衛門え被仰付、安左衛門下知にて築立申候。

元禄十五七月廿二日大須加小兵衛列座にて、安左衛門ニ主馬殿被

(計)

(一七二〇・二二)

仰付出来。並松ハ大木ニなり、一かゝい斗にて居申候所、享保五六ノ

(注し)

頃より北汐當強くなり、家中住かたく、北六軒引。土手ハ松も皆々汐ニ押倒レ土手も崩、石垣斗にて留申候。濱松打倒候て、享保七八ノ頃、次第にころひたり。屋しきハ同十二未壬正月ニ被 仰付有て、六月迄引たり。

「讃岐盛衰記」一

一 北濱之沖より片濱二相成居申候所、新規ニ築地ニ被 仰付候。

(波止)

一 北手海手東西ハはと崎、蓮花寺東、武士屋敷、北手之土手はと崎を築、土手

(二六九七)(七)

ニ並松を植、柘植安左衛門え被仰付、安左衛門下知にて築立申候。元禄十五

(馬)

丑年七月廿二日大須賀小兵衛列座にて安左衛門え主米殿被 仰渡出来。並松は大木となり、一トかゝい斗ニ成居申候所、享保五六之頃より北汐あて強成、家中難渋住かたく、北六軒引。土手も松も皆々汐に打たおれ、土手も崩れ、石垣斗にて留り申候。濱松打たをし申候。享保七八頃次第ニころひたり。屋敷同十二未壬正月ニ被仰付有て、六月迄ニ引たり。

一片原町・兵庫町筋ハ御堀之上え掛作り之納屋御座候。其後納屋引申候。是は古キ御絵圖在之、拝見致候ニ付、記置申候。

(松平頼重)

(注し)

御先代町繪圖御屏風在之。表坊主頭預ル。

「小神野筆帖」仁

(生駒家)

一御家中も先代何れも本知行ニて在宅候事故少なくて無之所、大勢の御家中故、新二六番丁・七番丁・八番丁・北一番丁・古馬場・築地・濱の丁を侍屋しきに被仰付。此節ハ諸事心易き事故、地割斗被仰付被下、家領之分菰百枚・繩(料)三百房ツゝ被下、建家仕候。

一町並も東ハ今橋切ニて松嶋の家ハ一軒も無之由、西ハ柏野屋前の石橋切ニて王子権現ハ野中ニ御座候。今の通家数も増申候事ニ候。

一英公御代鉄炮町・八間屋、惣名足輕町と申候。今八間屋西の門鉄炮町より出(屋台)

口ニ名木松有て屋たひ仕候事も古き絵圖に相見へたり。

一古新町・西持筒町といふ。同心町を片側中間町といふ。今新町も同名也。

一大手と申ハ塩屋町・田町・西濱三ヶ所ニて御座候。昔の形ニて今以大手三ヶ所ニて、さらしもの有之節、田町ハ古の出口中下馬ニてさらし、西ハ柏野屋

(注3)

前ニてさらし申候。田町も下馬より先ハ連々建延申候。

昔田町中下馬ニてさらし候所、中古田町出口ニてさらし候。

「讃岐盛衰記」一

一御家中も先代いつれも本知行ニて在宅故、少なくてハ無之所、大勢之御家中故、新二六番丁・七番丁・八番丁・北壺番丁・古馬場・築地・濱丁杯、侍屋敷被 仰付候。此節は諸事心易き事故、地割斗被 仰付被下、建料之分菰百枚・四間繩三百房宛下され建家仕候。

一町並も東ハ今橋切ニて松嶋の家は一軒も無之由、西ハ柏野屋前之石橋切ニて、王子権現は野中御座候所、今之通家数も増申事ニ候。大手と云は塩屋町・田町・西濱三ヶ所ニて御座候。昔之形ニて今以大手三ヶ所にて、さらし者有之節は田町ハ古えの出口中下馬、西は柏野屋前ニてさらし申候。柏野屋西ハ追々建延申候。田町も下馬より先ハ連々建延申候。

「消暑漫筆」一

○十竹曰いかに心易き時節なりとて、菰と繩とはかりにて、家の建ものにては

イカ、

なし。如何なる筆記なり。

田町ハ古之出口中下馬にてさらし、西ハ柏野屋前ニてさらし、柏野屋より西ハ連々に建延申候。田町も下馬より先ハ連々建延申候。

○十竹曰、彼か記する所、委細を知らずして記せるにや。其誤少からず。東ハ松嶋にも、たの如く立続きたる人家はなければとも、此際に人家はあり。一家もなしと云ハ誤りなり。又ハ柏野屋前の石橋切にて王子権現は野中にありと云も誤りなり。此頃右石橋より東は今の西新通町の分、両側東の突あてまで皆侍屋敷なり、町家は一軒もなしにて、右の石橋より西は柏野屋の前より王

子権現の門前通西へ突あて、南は金光院屋敷の御座候、北は今の権現西横手裏門の西手、東向の町家の分、北の角まで今の通西通町なり。因て権現は町中なり。野中にてはなし。権現の北うらも今の通町なり。権現の裏門の通りより西への往還にて、今の通の道にて、此道より北手は木蔵町と云、町家は一軒もなしにて、夫より北今大久保金左衛門・柘植栄之介・近藤登屋敷より西は愛宕の際までの屋敷ハ一軒もなし。蓮花寺より西南の方皆畑なり。愛宕の祠は原野中にありたるなり。光端か権現祠ハ野中にあつたと云ハ愛宕の祠と取違たる物語を聞誤りたるにやと思ハるなり。又さらし者の場所、東ハ塩屋町二町目南のはつれ、木戸の内なり。此昔の棒はな也、木戸より外橋本屋前より東ハ漸々に建家続きたる也。此邊古来郷分にて、郷方支配なりしか、文政十一子年十一月廿日町方支配地に相成。右の木戸より外を當時ハ塩屋町三丁目と唱へしとそ聞し。

「小神野筆帖」義

(注4)

一御船蔵ハ先代無量寿院寺地の由、先代に今の所へ引、跡ハ明地ニ成居申候。隣ハ真行寺にて 表二十間裏二十六間也 御座候。真行寺の西ハ雑魚場と申、魚獵師の小屋掛有之。其西ハ無常場にて御座候。雑魚場と無常場との間ニ蓮華寺と申寺御座候。無常場の西南に愛宕の社御座候。愛宕の西ハ片濱にて波さし御座候。愛宕の社の脇に讚州壱番のなきの木御座候。 英公御入部之刻、真行寺を只今の所へ御引セ被遊、無量寿院の跡明地と真行寺跡を一ツニ被成候て、只今のとふり御船蔵ニ被仰付候。先代の船蔵ハ大久保主計殿屋敷ニ被下候。

「讚岐盛衰記」二

一御船蔵は先代無量寿院寺之寺地之由、先代に今の所へ引、跡ハ明地ニ成居申候。隣は真行寺にて、表二十間裏二十六間也。真行寺之西は雑魚場にて、獵師の小屋掛在之。其西は無常場にて御座候。雑魚場と無常場トノ間に蓮花寺と申寺一ヶ寺あり。無常場の西南ニ愛宕之社御座候。愛宕の西ハ片濱にて波さしにて御座候。愛宕之社の脇ニ讚州壱番のなきの木御座候。 英公御入部之刻、真行寺を只今之處へ御引セ被遊、無量寿院之明地と真行寺跡を一ツに被成、只今之御船蔵ニ被仰付候。先代之船蔵は久保主計殿屋敷地ニ被下候。

「消暑漫筆」一

○十竹曰、無量寿院、先代今之処へ引ると云ハ甚誤りなり。御入部より十四

(二六五五)

(二六六七)

ヶ年後、明暦元年中の村、今修理様長屋の所へ所替仰付られしか、又寛文七年に今の処野方村へ所更なり。明地にて有しと云ハ誤なり。真行寺ハ無量寿院の西隣なり。其西ハ座小場と云ハ誤なり。真行寺西隣に表口東西

イツク

十七間南向の屋敷一區あり。寛文八九の頃迄矢田孫兵衛宅なり。孫兵衛ハ五十石留守居与力なり。此家ハ絶たり。今の矢田一之進の本家なり。其西隣南北三十間はかりの町家なり。右之分今の御船蔵土地なり。右町家西向にて前ハ南より北海はた迄の往還道あり。此道の西手も町家あり。今松崎乃新十郎宅の東手御用地の所なり。又今野村鉄蔵屋敷の所も町家なり。此町家の分を此頃魚屋町と唱るなり。光端か座小場といへるハ此町家の事をいへるならむ。

(注)

(注1) 「北汐當」(北のあて)については、坂口良昭「近世、西浜砂堆(砂嘴)の形
成から浸食へ『北のあて』の役割変化について」田中健二「生駒時代高
松城下周辺地域について」を讀んで」(『香川地理学会会報』三五 香
川地理学会 平成二七年七月)に詳しい。冬季の北西季節風により生じる
波浪のことである。

(注2) 「御先代町絵図御屏風」は、高松松平家に伝来し、現在は香川県が所有、
県立ミュージアムで保管されている香川県指定有形文化財「高松城下図
屏風」に当たる。詳しくは、『調査研究報告』第三号(香川県歴史博物館
平成十九年三月)の特集「高松城下図屏風の総合研究を参照されたい。
(注3) 高松城下町の形成と拡大については、森下友子「高松城下の絵図と城下
の変遷」(『研究紀要』IV 財団法人香川県埋蔵文化財調査センター 平
成八年三月)に詳しい。

(注4) 無量寿院については、『高松市埋蔵文化財調査報告集 第八一集 高松城
跡(無量寿院跡)』(高松市教育委員会 平成十七年)に詳しい。

(資料解説)

「盛衰記」は、高松藩主の言動や高松藩内での事件、高松藩に関連する事項な
どを記した史書である。内容の対象となっているのは、高松藩初代松平頼重から
五代頼恭までの期間、すなわち江戸時代前期から中期にかけてである。高松の藩
政に関する史料の多くが失われている現在では、同藩の大名および家臣の様子
をうかがい知る有用な史料である。

最初に成立した「盛衰記」の原典もしくはその忠実な写本と目される史料は現
在確認されていない。一方で、「讃岐盛衰記」「高松藩盛衰記」「小神野筆帖」「小
神野夜話」など類似する内容で、別の表題が付されたものが多数存在している。
これらの存在は「盛衰記」が、成立後広く普及し読まれていたことを表すもので
ある。

「盛衰記」の筆者は、小神野与兵衛光端(みつただ)という人物である。小神野

家は、初代頼重以来の家臣で二五〇石を給され、与兵衛は、藏奉行を勤め、藩主の記録を担当する立場にあった。「盛衰記」の記事は、与兵衛が七一歳で没した安永九年（一七八〇）の四年前までで終わっており、完成したのは晩年になってからであることがわかる。

本稿では、香川県立瀬戸内海歴史民俗資料館が所蔵する松浦正文庫中の「小神野筆帖」（内題は「盛衰記」）（収蔵番号 127-05702）と、同県立ミュージアム所蔵の香川県立図書館旧蔵資料の「讃岐盛衰記」（収蔵番号 KL-00073）を用いている。

一方、「消暑漫筆」は、高松藩士中村十竹が「盛衰記」の記事を批判的に校訂したものである。天保八年（一八三七）の自序があることから、与兵衛が没してから半世紀以上が経過したころの成立である。香川県立ミュージアム保管の高松松平家歴史資料（収蔵番号 MY0000583）中に存在する本の第一冊の表紙には、「此書中村十竹編輯スル処ニシテ且ツ自筆本也、珍重々々」と記されており、自筆原典以外には存在しないとみられる。

（参考文献）

「小神野夜話」『新編香川叢書 史料編（一）』香川県教育委員会 昭和四五年
胡光 「高松城下図屏風」の歴史的前提

香川県立ミュージアム編『調査研究報告』第三号 平成一九年
田中健二・御厨義道

「小神野与兵衛著『盛衰記』と中村十竹著『消暑漫筆』について」

『香川大学教育学部研究報告 第一部』第一四五号 平成二八年

田中『近世初期讃岐国における城下町建設と開発・治水に関する研究』

平成二九年に収録。

二、『高松藩御令條之内書抜』に見える「御門」・「追手」・「大手」・「五ヶ所出口」

「源英様御代御令條之内書抜」

寛永二〇年（一六四三）五月一四日

一町中惣而、木戸番四ツ迄ハ通シ可申由、町外くゞり木戸番ハ五ツ迄通シ可
(挑)

申由、伝兵衛ニ被仰付候。断候而、桃灯ニ而通候者ハ格別ニ而候由之事。

一西御門、平左衛門脇南、丸龜町出口御門、東濱出口御門三ヶ所御番所四ツ迄通シ可申。夫共不審成者ト存候ハ、改可申。四ツ過より挑灯ニ而断候

ハ、通シ可申由、彦右衛門・次兵衛・藤兵衛ニ被仰渡候事。

寛文八年（一六六八）四月

火事之砌番所之定（指引人・与力・足輕省略）

天守曲輪本丸 二之丸北御門 二之丸之門 二之丸表方家火之番 奥方家火之番 三之丸東角櫓 三之丸西角櫓 武具櫓・鉄鉋藏 三之丸米蔵 三之丸細工所 大鼓之御門 西之新御門 東之丸海手之御門 東之御丸 御勘定場 西之御米蔵 御船蔵 御馬屋 御鷹部屋 南之追手 東之追手 西之追手。
「源懷様御代御令條之内書抜」

享保二〇年（一七三三）一〇月二十八日

一五ヶ所出口之外、出入口所々在之候ニ付、右之事郡奉行江申合置候事。

一五ヶ所所出口番所江御足輕罷出候義、横目中より指出候段申聞候。

一御中陰之内、福田町南丁二ヶ所木戸之内一ヶ所不明申付候。

（間）

（街）

一右御同断、西濱野合江出候二ヶ所木戸之内、本門院海道江出候木戸不明申付候。

右之通、縫殿江鶉殿長左衛門申達候処、諸事書付之趣ニ相心得候様、御申被成候由聞置候様ニと長左衛門書付ヲ以申聞セ候事。

覚

東御門

御門番頭

右ハ、昼夜一人ツ、御番相勤可申候。尤西御門ハ閑置候二付、東御門計、東西御門頭兩人申合、右之通相勤可申候。

大手三ヶ所

御門番頭

右ハ、大手三ヶ所共飾加番申付、右持之番所江毎日見舞可申候。

三番組中

足輕二人ツ、

右ハ、大手三ヶ所江昼夜御番相勤可申候。但道具爲持可罷出候。

町口五ヶ所番所

足輕二人ツ、

右ハ、昼夜指置可申候。

三之御門番所

足輕二人ツ、

右ハ、昼夜指置可申候。但当時足輕扨底ニ付、中間二人ツ、指置申候。

町奉行

右ハ、町与力同心、昼夜火之廻り爲仕、尤其方義も見合廻り可申候。且又町

（松平頼常）

方申付候義ハ、源節様御逝去之節之通、諸事可申付候由之事。

御足輕頭

右ハ、組召連、一先ツ、昼夜火之廻り可仕事。

(資料解説)

『高松藩御令條之内書抜』は、以下に掲げる高松松平家の藩主ごとの法令集をまとめたものである。

- 「一 源英様御代御令條之内書抜」
- 「二 源節様御代御令條之内書抜」
- 「三 源恵様御代御令條之内書抜」
- 「四 源懐様御代御令條之内書抜」
- 「五 源穆様御代御令條之内書抜」
- 「六 源定様御代御令條之内書抜」
- 「七 源欽様御代御令條之内書抜」
- 「八 源襄様御代御令條之内書抜」
- 「九 源愨様」

底本とした史料は、香川県立文書館が所蔵する同名の史料である。初代藩主頼重(英公)から五代藩主頼桓(穆公)までが上巻(平成一〇年三月刊)、六代藩主頼真(定公)から九代藩主頼愨(愨公)までが下巻(平成一一年三月刊)にそれぞれ収められている。

編者は、各巻の奥書に「徳田宗邦写之」と記されている徳田達蔵宗邦とみなされている。宗邦は、讃岐国香川郡上笠井村の郷侍で留守居寄合であった。底本成立の時期は、記事の最終年が天保六年(一八三五)であることから、それ以降と考えられる。なお、『増補改訂讃岐人名辞書』(藤田書店 昭和四八年)によれば、彼の没年は明治一六年(一八八三)である。

内容は、寛永一六年(一六三九)六月から天保六年(一八三五)八月一六日まで間に、高松藩及び下館藩から出された法令などを抄録したものである。各条は、基本的に年代順に配列されている。記事は、宛所を記さず一般に示したようなものと、特定の役職者や関係者宛に示した個別的なものなど、多様な形式のものを含んでいる。

(参考文献)

『高松藩御令條之内書抜』解題 香川県立文書館 平成一一年三月
野中寛文「高松藩御令條之内書抜について」

『香川県立文書館紀要』第二〇号 平成二八年三月

三、高松市歴史資料館所蔵「鳥屋仁左衛門御用留」に見える藩主の巡見道筋御順道書

一 御出掛、西江上横町北江、御藏前東江、下横町東江、北濱材木町南江、鶴屋町

東御門、新通町老丁目西江、片原町・兵庫町出、とほり町・西通町・西新通町・西濱町川崎吉太郎前北江、西木倉町・東木藏町見性寺横手、西新通町、夫より古新町東江式丁今井才助妙朝寺横手南江、鍛冶屋町・亀井丁・田町之内餌指町日下義左衛門様前南江、中新町・旅籠町・田町出口御番所、福田町大津屋□右衛門横手、木屋三介横手東江、夫より新橋出口御番処前北江、新材木町・東新町口御番処北江、新湊町松葉屋金二前西江老丁、南江三丁東濱町。

七月

塩屋町より

西濱町迄

右四十八丁年寄不残、明廿四日朝五ツ時、御役所迄罷出候様

七月廿四日

北条嘉八郎

急以廻文、得貴意候、秋暑難退御座候得共、各様益御壯健之由珍重御義奉存候。然ハ別紙之通、丁年寄中不残、明廿五日朝御呼出被仰付御座候間、御出掛可被成候御指支御座候分、組頭中御指出被成候義ハ、指支之義御座候間御当人御出掛被成候様、可被成候。万ニ一無余義御指支之御方ニ隣町江御頼合可被成候。此段刻付ヲ以御廻し可被成候。以上。

七月廿四日

年行司本町

年寄平七

同 市右衛門

九月七日

殿様御乗馬御通筋道順左之通

南新町伏石屋横手、古馬場町右江、福田町高善寺前新御長屋左江、塩屋町左江、美濃屋横手左江、法勝寺前南江、片古馬場町右江、鍛冶屋町・寺町正覚寺前右江、紺屋町右江、今新町・野方町・塩屋町江木屋横手右江、新塩屋町左江、片町左江、新通町左江、菊屋前左江、桶屋町・大工町・磨屋町・西ノ丁右江、古新町・百間町・通町左江、井口町左江、新材木町左江、新地松葉屋前左江、湊町左江、井口町北ノ丁右江、鳥屋前東大手御門・鶴屋町右江、下横町御藏前左江、三之御門より御帰座ニ相成申候。

九月五日

村上勝蔵

(資料解説)

高松城下新湊町の町年寄鳥屋の御用留であり、文化二年(一八〇五)二月から、明治四年(一八七二)一二月までの計二十三冊が残されている。その内容は、町年寄への達や覚など藩からの通達類、幕府の触・諸書付や手配書、城下

町民からの口上・願書などであり、高松城下に関する史料が皆無に状態の中で、この資料は重要なものである。